

議案第 35 号

松阪市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

松阪市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年松阪市条例第 233 号）の一部を次のように改正する。

平成 25 年 2 月 20 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

松阪市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年松阪市条例第 233 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 1 項第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 11 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正規定中「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 11 項」に改める部分は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。